

死亡届提出後の手続き

- ◇ ご家族がお亡くなりになったときの区役所での主な手続きのご案内です。
- ◇ 来庁の際は、本人確認資料及び印鑑(朱肉使用)を持参してください。
- ◇ 各手続きの詳細については、担当窓口にお問い合わせください。



←手続きガイドQRコード
質問に答えると必要な手続きが確認できるWEBサービスです。ご利用ください。

手続きが必要な場合	手続	手続きに必要なもの	担当窓口
亡くなった方が世帯主で、同じ住民票の中に15歳以上の方が2名以上住民登録が残っている	世帯主変更	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料 ^{※1}	2階 204番 戸籍課登録担当 800-2345
印鑑登録証(カード)を持っていた	印鑑登録証(カード)の返還	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード)	
住民基本台帳カードを持っていた	カードの返還	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	
国民年金に加入していた(原則20~65才)	国民年金資格喪失届、死亡一時金、寡婦年金、遺族基礎年金の受給手続等	▽条件がございましたので、お問い合わせください。	2階 207番 保険年金課 国民年金係 800-2421
年金を受給していた	受給権者死亡届、未支給年金の請求等	▽ご希望の方は窓口でご案内します。(請求者により必要書類は異なります。) ▽厚生年金のある方は、年金事務所での手続きとなります。	
介護保険被保険者証を持っていた ^{※2}	介護保険資格喪失届	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 死亡を証明するもの ^{※3}	2階 205番 保険年金課 保険係 800-2425
横浜市国民健康保険に加入していた	国民健康保険資格喪失届	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 (世帯主の場合は、加入されている方全員の保険証) <input type="checkbox"/> 死亡を証明するもの ^{※3}	
	葬祭費の請求	<input type="checkbox"/> 喪主の印鑑(朱肉使用) <input type="checkbox"/> 葬祭費の領収書(写)又は会葬礼状 <input type="checkbox"/> 銀行等の口座番号の控え	2階 206番 保険年金課 給付担当 800-2427
後期高齢者医療に加入していた	葬祭費の請求	<input type="checkbox"/> 喪主の印鑑(朱肉使用) <input type="checkbox"/> 葬祭費の領収書(写)又は会葬礼状 <input type="checkbox"/> 銀行等の口座番号の控え	
横浜市(乳)医療証、(親)福祉医療証、横浜市重度障害者医療証を持っていた	小児、ひとり親家庭等、重度障害者の各医療証の返還・資格喪失の届出	<input type="checkbox"/> 各種医療証 <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉使用)	2階 210番 こども家庭支援課 子育て支援担当 800-2448
母子又は父子世帯となった	ひとり親家庭等医療費助成の申請 児童扶養手当の申請	▽条件がございましたので、お問い合わせください。 ▽条件がございましたので、お問い合わせください。	
児童扶養手当を受けていた	児童扶養手当の喪失届	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書等	2階 209番 高齢・障害支援課 800-2485 2階 210番 こども家庭支援課 800-2448
愛の手帳・身体障害者手帳を持っていた 障害者(児)関連手当を受けていた	資格喪失の届出、手帳の返還	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 愛の手帳 <input type="checkbox"/> 各手当証書(受給者のみ) <input type="checkbox"/> 特別乗車券(受給者のみ)	
精神保健福祉手帳を持っていた	精神保健福祉手帳の返還	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別乗車券(受給者のみ)	
自立支援医療受給者証を持っていた(精神通院医療、更生医療) 障害福祉サービス受給者証を持っていた	受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(精神通院医療、更生医療) <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証	2階 209番 高齢・障害支援課 高齢者支援担当 800-2434
高齢者の在宅サービス(紙おむつ、食事サービスなど)を受けていた	廃止届の提出	必要な持ち物はありません	
特定医療費(指定難病)医療受給者証を持っていた	受給者証の返納届	<input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)医療受給者証	2階 214番 高齢・障害支援課 800-2430

※1 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)、マイナンバーカード。その他については、電話等で必ず確認してください。

※2 亡くなった方が介護認定を申請中の場合は2階215番窓口(高齢・障害支援課 800-2436)への連絡もお願いします。

※3 不要な場合もありますのでお問い合わせください。

裏面につづく

【死亡】

手続きが必要な場合	手続	手続きに必要なもの	担当窓口
小児慢性特定疾病、育成医療、未熟児養育医療の対象児だった	※ 担当窓口にお問い合わせください。		2階 210番 こども家庭支援課 こども家庭係 800-2438
児童手当の対象児童(18歳未満)が亡くなった	額改定(減額)届または受給事由消滅届提出	必要な持ち物はありません。	2階 210番 こども家庭支援課 こども家庭係 800-2444
児童手当の受給者だった	児童手当の未支払請求	<input type="checkbox"/> 児童の銀行預金通帳	
児童手当の受給者を変更する	新受給者による請求手続き(所得額により対象外となる場合があります。)	<input type="checkbox"/> 新請求者名義の銀行預金通帳 <input type="checkbox"/> 新請求者の健康保険証の写し(共済組合員の方のみ) <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 ※5	
認可保育所・小規模保育事業・認定こども園・幼稚園を申請または利用している児童がいる	現在持っている認定情報(世帯構成、負担区分、認定事由等)を変更する。	<input type="checkbox"/> 認定変更申請書 ※状況により提出していただく書類が異なる場合があります。右記の窓口で必ずご相談ください。	2階 210番 こども家庭支援課 こども家庭係 800-2413
バイク(排気量125cc以下)を所有していた	バイクの廃車、名義変更や軽自動車税の減免取下げ申請	<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 本人確認資料 <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 ▽ ケースにより必要なもの・手続きが異なります。必ずお問い合わせください。	3階 303番 税務課 800-2353
市税に未納がないか確認したい	市県民税・固定資産税等の納付	▽未納税額、今後のご納付方法等についてご案内します。特に固定資産(土地・家屋)をお持ちの方は、必ずお問合せください。	3階 301番 税務課 800-2375
福祉特別乗車券(障害児・者)、福祉タクシー券、自動車燃料券を持っていた	福祉特別乗車券(障害児・者)、福祉タクシー券、自動車燃料券の返還	<input type="checkbox"/> 福祉特別乗車券 <input type="checkbox"/> 福祉タクシー券 <input type="checkbox"/> 自動車燃料券	2階 214番 高齢・障害支援課 800-2430
敬老特別乗車証を持っていた	敬老特別乗車証の返還	<input type="checkbox"/> 敬老特別乗車証	
国家免許証(医師、歯科医師、薬剤師、看護師等)、准看護師免許証を持っていた	医療従事者免許等の返還	<input type="checkbox"/> 医療従事者免許証 <input type="checkbox"/> 死亡診断書(写し)若しくは戸籍個人事項証明書(抄本)	3階 314番 生活衛生課 800-2443
神奈川県免許証(栄養士、調理師)を持っていた※4		<input type="checkbox"/> 免許証	
被爆者手帳を持っていた	被爆者健康手帳・医療証の返還 被爆者葬祭料の支給申請	<input type="checkbox"/> 被爆者手帳 <input type="checkbox"/> 手当証書(手当てを受けていた方) <input type="checkbox"/> 死亡診断書(写し) <input type="checkbox"/> 喪主の印鑑(朱肉使用) <input type="checkbox"/> 会葬礼状又は葬祭料の領収書(写し) <input type="checkbox"/> 銀行等の口座番号の控え	3階 313番 福祉保健課 健康づくり係 800-2445
被爆者のこども健康診断受診証を持っていた方	被爆者のこども健康診断受診証の返還	<input type="checkbox"/> 被爆者のこども健康診断受診者証(お持ちでなくても手続きできます)	
犬を飼っていた	飼い犬の登録事項変更届	▽ケースにより手続きが異なりますので、お問い合わせください。	3階 314番 生活衛生課 800-2452

※4 他県の免許は受付できません(准看護師を除く)。該当の都道府県に直接ご連絡ください。

※5 マイナンバーカード、運転免許証+通知カード、パスポート+通知カードなど。その他については、確認してください。

◎ 区役所では相続に伴う法律相談を行っています。◇問い合わせ・申込み: 広報相談係(TEL: 800-2337)



☆ 区役所以外の主な手続き ☆

○ 国民年金や国民健康保険以外の年金・健康保険に入っている方は、勤務先や年金事務所にお問い合わせください。

I 名義変更関係

項目	主な問合せ先
公共料金(電気・ガス・水道等)	各事業者の営業所など
電話(NTT、市外電話サービス)	最寄りの電話局、市外電話サービス業者
NHK受信契約	0120-151515(フリーダイヤル)
UR都市機構賃貸住宅	最寄りの営業所
県営・市営賃貸住宅	最寄りの営業所
クレジットカード	クレジット会社
生命保険	各生命保険会社
簡易保険	郵便局の保険担当窓口
不動産	地方法務局(泉区は戸塚出張所 871-3912)
預貯金	預入金融機関
株式	会社、信託銀行、証券会社等
自動車	神奈川県運輸支局(普通自動車、125cc超二輪車)、軽自動車検査協会(660cc以下軽自動車)、自動車保険は保険会社

II 税金関係

項目	主な問合せ先
相続税申告関係	住所地の税務署
所得税の確定申告	(泉区は戸塚税務署(863-0011))

III その他

項目	主な問合せ先
運転免許証の返納	最寄りの警察署(泉区は泉警察署)
介護保険サービス利用の中止	利用していたサービス提供事業所
社会保険関係の問合せ	管轄の年金事務所(泉区は横浜西年金事務所(820-6655))
樹林地を相続した場合の届出	環境創造局緑地保全推進課(671-3534)
農地を相続した場合の届出	泉区は横浜市南西部農業委員会(866-8495)

※ 手続きの際に、住民票の写し、戸籍全部(個人)事項証明(謄抄本)などが必要になる場合があります。提出先に「誰」の「どんな証明」が必要かを確認の上、証明書を請求されるようにお願いします。

▶ 代表的な項目について掲載しています。必要な手続きは各々異なりますので、各窓口にお問い合わせください。